

文書による一般質問のアンケート結果

資料 4

1 質問人数、質問項目、質問数、文字数及び質問主意書の作成期間について

項目 ()内は現状の運用	会派名	意見
質問人数 (10人以内(会派の議員数に応じて按分))	自民党	概ね よろしい のではないのでしょうか。
	未来立憲民主ちば	<ul style="list-style-type: none"> 今回公表されている理由として、感染対策の為、「対面を避ける」ということであるならば、人数制限は不要だったかと思います。 台風災害時、感染症対策時等、緊急時の状況により、人数制限は再検討する必要があるのではないかと思います。今回の場合は、人数制限なくともよいのではないのでしょうか！ 妥当である。 10人はよいが按分について検討の必要あり。その他に記載。 交渉会派のみならず、無所属にも権利を付与するべきだと考える。会派内人数は、現在の割り振りでよいと考える。
	公明党	本議会でも代表質疑は行っていることから、交渉会派は会派としての質疑を通常どおり行っており、常任委員会や決算審査特別委員会分科会も昨年と同様に行っており、議会機能はかなり確保されていた。そのうえで、制度上可能な危機対応として、一般質問に(人数を半分程度に絞るなどの)一定程度の制約を制度に基づいて加えたことは 妥当 と考える。非交渉会派や無所属議員についても、昨年の活性協等において全体で合意した内容に基づいて運用したこと自体は適切ではあるが、実際に行ってみて、非交渉会派や無所属議員の質問機会について再検討する余地はあると考える。
	自民党・無所属の会	一般質問は会派所属に関係なく、市民から選ばれた議員一人一人に与えられた機会であることを考えた場合に、人数の上限枠を設定し会派に割り振るという考え方がそもそも適切かどうか 再考が必要 である。
	共産党 市民ネットワーク	質問しようとした議員は 全て保障すべき 交渉会派で10人とする。代表質問ができない 非交渉会派、無所属議員は10人に含めない 。
質問項目 (3項目以内)	自民党	概ね よろしい のではないのでしょうか。
	未来立憲民主ちば	<ul style="list-style-type: none"> 今回の場合は、制限緩和してもよいのではないのでしょうか。 項目数は絞ってよいと考える。(2項目までなど)その代わり、質問できる人数を増やし、執行部の負担は全体では増やさないように配慮する。 問題なし
	公明党	決められた文字数の範囲内で、質問者本人が 4ないしは5項目程度まで 行える方が望ましい。
	自民党・無所属の会	「災害や感染症の発生等の緊急時」に採用される制度であることを踏まえ、文書質問を行う 議員一人一人の良識に任されるべき である。
	共産党 市民ネットワーク	項目も 自由にすべき 適切 と考える。
質問数 (6問以内)	自民党	概ね よろしい のではないのでしょうか。
	未来立憲民主ちば	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な話や提案の流れがあることから3問に増やしても良いかと考える。 妥当である。
	公明党	なし
	自民党・無所属の会	「災害や感染症の発生等の緊急時」に採用される制度であることを踏まえ、文書質問を行う 議員一人一人の良識に任されるべき である。
	共産党 市民ネットワーク	6問とせずに 制限をつけるべきではない 。 項目により、質問の量が違うので、 限定しないほうがよい 。

項目 ()内は現状の運用	会派名	意見
文字数 (900文字程度)	自民党	概ね よろしい のではないのでしょうか。
	未来立憲民主ちば	<ul style="list-style-type: none"> • ある程度の制限は必要と考えるが、それが900文字であるかは検討の余地あり。 • 900文字にする字数の意味が感じられない。質問の意図が伝わりにくくなるだけ。質問人数、質問数が十分制限されている状況下であれば、質問に至る状況、議員の調査した内容を簡潔に述べる為に、1つの質問に500字程度まで広げてよいと考える。 • 当初の考え方でよい。
	公明党	<p>昨年の活性協でも指摘したように、市政だよりでは代表質疑の質問内容を100文字前後で掲載しており、市民には質問趣旨が伝わる最低限度の文字数は確保されていると考えられ、個別事情においても、質問者個人の裁量で全体の文字数から自らの質問間で文字数を融通できることから、妥当と考えられる。</p>
	自民党・無所属の会	<p>「可能な限り簡潔にまとめるべき」との趣旨には賛同できるが、質問の背景などを丁寧に説明・補足する必要があるものもあるため、文字数について柔軟に対応すべきである。</p>
	共産党 市民ネットワーク	<p>文字数が少なすぎる。制限すべきではない。 趣旨説明を書くために、話す原稿で20分程度(6000字)は必要。少ないと聞き取りの時間を長くとる必要がある。</p>
質問主意書の 作成期間 (1週間程度)	自民党	概ね よろしい のではないのでしょうか。
	未来立憲民主ちば	<ul style="list-style-type: none"> • 期間は妥当と思います。 • 文書質問にする決定が今回は遅すぎたため、文書質問をした議員にとって、一週間は厳しかったのではないかと。開会前から文書質問とされていた場合であれば、適切。 • 実際には質問主意書提出後、ほぼ3日程度で答弁ができてきている状況。最終日に配布とする意味はない。各質問予定日に公表とする、一般質問の日時分縮めることはできないのか？
	公明党	<p>危機対応においては、質問の文字数の詳細設定よりも厳格な期間設定の方が重要であり、国会でも質疑直前の通告が問題になるなど、今回のような期限の設定は必要で、妥当な期間と考えられる。</p>
	自民党・無所属の会	<ul style="list-style-type: none"> • 質問主意書作成については、通告時に質問の趣旨などを踏まえて通告をしているので期間については問題はない。 • 答弁書作成については当局の考え方を聴取すべき。
	共産党 市民ネットワーク	<p>問題ない 適切と考える。</p>

2 無所属議員について

無所属議員は、会派の所属議員数に応じて按分する現行のルールでは人数に含まれず、文書による一般質問を行うことができないこととなっています。ご意見等がございましたら、ご記入ください。

会派名	意見
自民党	無所属議員にも 質問権を与えてもよろしい のではないのでしょうか。
未来立憲民主ちば	<ul style="list-style-type: none"> 無所属議員は幹事長会議や議会運営に携わることができない中、一般質問の機会まで失われてしまうのはどうかと思う。無所属議員に対しても一定の機会を与えるべきと考える。 これも質問人数の制限と同じで、今回公表された理由での制限には合理性がない。今回のケースでは認めるべきだったと思います。 無所属議員にも質問の権利を付与すべき。 今回のように通告後で、日程表にまで記載された場合であれば許可すべき。通告前に文書質問が決まっていたのであれば、現行ルールで良いのではと考える。 質問数に制限を加える工夫を行い、無所属議員であってもできるようにすることが望ましいと考える。
公明党	無所属議員だけでなく、非交渉会派についても同様の状況があることから、例えば 無所属議員と非交渉会派で協議して1名が一般質問を行うなどの方法を、該当者で協議して提案して頂くことが望ましい 。
自民党・無所属の会	一般質問は会派所属に関係なく、市民から選ばれた議員一人一人に与えられた機会であることを考えた場合に、人数の上限枠を設定し会派に割り振るという考え方がそもそも適切かどうか 再考が必要 である。
共産党	全く意見を聞かずに質問できなくなったことは大問題。きちんと 保障すべき 。
市民ネットワーク	発言機会を保障するために、一般質問は できるようにする 。
蛭田議員	災害級といえる中での、文書による一般質問は 仕方ない と理解をします。
岡田議員	文書による一般質問において、会派の所属議員数に応じて按分する現行のルール自体が誤りである。本市議会の一般質問は代表質問と異なり、希望する全議員が行うことができ、制限されるのは時間だけのはずである。無所属議員も有権者の代表として選ばれているにもかかわらず、少数者である無所属議員の一般質問を行う機会を一方的・強制的に奪う行為は、少数者の意見を尊重するという本市議会の伝統以前に、議会制民主主義の否定であると考えられる。無所属議員にも当然 認めるべき である。

3 その他、何かご意見等がございましたらご記入ください。

会派名	意見
自民党	今回の文書化実施については一部会派の幹事長が所属議員に正確に会議内容を伝えず、結果として本会議場でお門違いの議長不信任という暴挙に出ました。到底受け入れられない由々しき問題だと考えております。
未来立憲民主ちば	<p>・「一般質問ができない時」に今回の状況が当たるのか、その判断が感染症による緊急事態宣言中だから、では不明確。実際に前回の台風による災害時の集中的な混乱、繁忙ぶりを職員から感じることはなく、一般質問に回答できないほどの状況であったのか、議会運営に支障をきたす状況であったのか疑問。例えば、市長が不在となるような状況であるとか、何か具体的な状況を絞る必要があるのではないか。市民から見て、議会が通常一般質問を避けたとしか見えないような今回の判断は以後するべきではない。文書質問制度を使うのは市職員側から要望があったとき、など。実際、他自治体での議会縮小の状況はなし。(もともと縮小した議会がそのままの状況であることはあるが)</p> <p>・文書質問にする場合、その明確な理由をしっかりと市民の皆さんに知らしめる必要があると思います。議長による記者発表をすべきであったと思います。</p>
公明党	<p>今回の災害は、物理的に集まれないのではなく、3密や接触の回避が求められるものであり、事前の打ち合わせ等が最大の課題と言える。民間や行政にテレワークの推進を求めながら、一般質問の打ち合わせで多くの職員を一堂に集めたりしなかったか、LINEワークスやメールで可能なやり取りを対面で行っていなかったか等、コロナ禍における一般質問の権利性の面だけでなく、議員自らの感染症対策という責務についても検証すべきではないかと考える。</p> <p>その意味において、感染者が発生した団体において、その責任者・統括者が(「自粛」という曖昧かつ制度上の根拠がない方法ではなく)感染対策を制度上の根拠をもって、各会派に検討させたことは、極めて妥当と考えられる。</p>
自民党・無所属の会	<p>●今回の文書質問実施に関して</p> <p>・今回の文書質問を実施するにあたっての「災害や感染症の発生等の緊急時」「口頭による質問ができないような状況下」という状況評価がそもそも誤りであり、文書質問の実施要件を満たしているものではなかったと考える。</p> <p>・通常形式での一般質問から比べてかなり制限を受けた形で実施する以上、実施要件については厳格に評価をしなければならない。</p> <p>・文書質問実施に至るまでの議論・合意形成が不完全。全議員に関わる事項である以上、決定プロセスについては特段注意が払われるべきであった。</p> <p>・15名の議員が一般質問を取り下げ、文書質問を実施した議員も通常形式の一般質問と比べてかなり制限を受けたことに関しては市民に不利益であったと考えるべきである。</p> <p>●文書制度全般に関して</p> <p>・意見要望を述べることが一般質問の大きな意義の一つであるが、それが制限されてできなかった点は大きな課題である。</p>
共産党	<p>そもそも、よほどの災害時に抑制すべきであり、議員の質問は市民の声を届けるためにもその機会を奪うべきではない。今回の文書質問にしたことは議員の質問権を侵害したものであり、二度とあってはならないものである。</p>
市民ネットワーク	<p>・文書質問になって、当局の負担軽減につながったのか? どの部分がどう減らせたのかお聞かせ頂きたい。</p> <p>・開会できる場合は一般質問の制限は必要ないのではないかと。</p> <p>・一般質問の通告をした後での急な変更は、特別な事情がない限りおこなわないこと。</p>
蛭田議員	<p>議員は、それぞれの区から、市民の負託を受けて議員として議会活動を行っているので、数の論理(会派人数)は、もう少し何とか(緩和)なればよいかと思います。文書による一般質問へ切り替える場合、早い時点での判断が必要かと思います。</p>
岡田議員	<p>文書による一般質問の実施は、「災害や感染症の発生等の緊急時において、口頭による一般質問が実施できない場合」に行うこととなっているが、その要件が曖昧であり、どのような場合がそれに当たるか個別具体的に定めるべきである。</p> <p>今回においては、「災害級」と「緊急事態宣言中」が理由となっているが、病床が足りなくなる恐れという意味で「災害級」「緊急事態」ということであって、生活上のインフラや衣食住に問題はなく、市役所・区役所も通常通りに機能しており、「口頭による一般質問が実施できない場合」には当たらない。「緊急時」とは、議会の重要性に鑑みれば、市役所・区役所機能が麻痺し、行政がストップするような事態に限定すべきである。「災害等への対応で過大な負担が生じている執行部への配慮」が必要なら、今回であれば医療衛生部や病院局への質問に限って、全議員で協議し、配慮を行えば良いだけであって、他の部局に対する質問を制限する必要はない。</p> <p>議会である以上、口頭での言論のやり取りが当然であり、口頭での一般質問を制限する場合は、やむに已まれぬ場合に限り、必要最小限度にしなければならないが、現行の制限は、やむに已まれぬ場合とは言い難いし、質問人数・質問項目・質問数・文字数のどれをとっても、制限を行い過ぎで、必要最小限度の制限とは認められない。</p> <p>今回の対応については、新聞等での学者の意見や他の自治体の議員から「議会の自殺行為」と評されているが、その通りであり、残念である。</p>

文書による一般質問の執行部への聞き取り結果

1 答弁書の作成期間(2週間)は妥当だったか。

意見

- ・今回は、通告後に急遽文書による一般質問を導入(9月14日)することとなり、執行部側としては**かなり混乱**した。
- ・文書での答弁となるため、一般質問であっても**全ての答弁を市長確認することとなった**(口頭の場合は原則局長確認)。今回は、定例会が休会となったこともあり、市長の予定も確保することができ、比較的スムーズに対応することができた(市長確認は計5日間、6時間20分)。市長の予定が確保できない場合には、スケジュール的に厳しくなるだろう。
- ・**通告前かつ質問人数、質問数等の制限があれば、基本的には2週間あれば対応できる**と思う。
- ・災害の真ただ中であれば、スケジュール的に厳しくなる可能性はある。スケジュール的に対応可能かどうかは、**そのときの災害の状況による**のではないかと。

2 執行部の職員の負担軽減につながったか。

意見

<負担軽減となった部分>

- ・**質問者が25人→10人に減った**ので、職員の負担は減った。
- ・文書による一般質問の趣旨に鑑み、**一部の議員はメールでの調整ができた**ので、時間の拘束がされなかった分、負担は減った。
- ・一般質問の期間が休会となったことで、**議場説明員が本会議に出席する必要がなくなり**、負担軽減につながった。
- ・一般質問として通告済だった項目の範囲であったため、**コロナ関係の質問が少なく、保健福祉局の負担はかなり軽減**されたのではないかと。

<負担増となった部分>

- ・文書による答弁となったことにより、**市長が全ての答弁を確認することとなったため、該当する所管はその対応への負担が増えた**。負担軽減の観点からすると、口頭による一般質問を10人行った方が、より軽減されたかもしれない。
- ・文書による一般質問の**正式決定から質問主意書提出までの期間(3日間)がとても短かったため、議員への確認等の調整が一番大変**だった。
- ・**文書による答弁の対応として**、総務局総務課の職員が答弁の読み合わせ、用字用語等の確認、言い回しの**全体の統一の調整等を行った**ため、その部分については同課の負担が大きくなった。